

香川県 I C T活用工事（付帯構造物設置工）積算要領

1. 適用範囲

本資料は、3次元設計データを活用した付帯構造物設置工（以下、付帯構造物設置工（I C T））に適用する。なお、付帯構造物設置工（I C T）については、I C T土工等と同時に実施する場合に適用できるものとする。

2. 適用工種

コンクリートブロック工（コンクリートブロック積）

（コンクリートブロック張）

（連節ブロック張）

（天端保護ブロック）

緑化ブロック工

石積（張）工

側溝工（プレキャストU型側溝）（L型側溝）（自由勾配側溝）

場所打水路工

管渠工

暗渠工

縁石工（縁石・アスカーブ）

基礎工（護岸）（現場打基礎）

基礎工（護岸）（プレキャスト基礎）

海岸コンクリートブロック工

コンクリート被覆工

護岸付属物工

管路工（管路部）（埋設管路）（露出管路）

プレキャストボックス工（特殊部）（プレキャストボックス）

ハンドホール工（ハンドホール）

防止柵工（防止柵工）

路側防護柵工（ガードレール、ガードケーブル、ボックスビーム）

道路付属物工（視線誘導標、距離標）

小型標識工（標識柱）

大型標識工（標識基礎、片持標識柱、門型標識柱）

集水桝・マンホール工（場所打ち街渠桝、場所打ち集水桝、プレキャスト街渠桝）

3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量及び3次元設計データの作成費用については、当初設計には計上しないものとする。

工事の実施に当たり、3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正を含む）が必要となる場合は、以下のとおり計上する。

（1）費用の計上方法

共通仮設費の技術管理費に計上する。

(2) 見積書の提出

受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、発注者はその妥当性を確認の上、設計変更の対象とする。

(3) 費用を計上しない場合

以下のいずれかに該当する場合は、該当費用を計上しない。

- ・受注者からの見積書の提出がない場合
- ・前工事または設計段階で作成された3次元データを活用する場合
- ・発注者が貸与した3次元データを活用する場合

4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

(1) 費用計上の対象となる出来形管理手法

出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、3次元データ納品を行った場合、以下により「3次元出来形管理・3次元データの納品に係る費用（外注経費等を含む）」を計上できるものとする。

費用計上の対象とする出来形管理手法は、以下のとおりである。これ以外の出来形管理については、共通仮設費及び現場管理費に含まれるものとし、別途費用の計上は行わない。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量（面管理を行った場合）
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量（面管理を行った場合）
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量（面管理を行った場合）
- 8) 地上写真測量を用いた出来形管理（面管理を行った場合）
- 9) モバイル端末を用いた出来形管理（面管理を行った場合）

(2) 費用の計上方法

受注者は、当該費用に関して見積書を提出するものとし、以下のいずれかの方法により算出するものとする。

- 1) 受注者より提出された見積書により、費用の妥当性を発注者が確認し、当該金額を計上する方法
- 2) 官積における共通仮設費率及び現場管理費率に、以下の補正係数を乗じて算出する方法
 - ・共通仮設費率補正係数：1.2
 - ・現場管理費率補正係数：1.1

(3) 留意事項

- 1) 「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上しない。
- 2) 受注者からの見積又は補正係数で乗じた額での費用計上方法は以下のとおりである。
 - ①補正係数を乗じて算出される金額を計上する場合

- ・ 補正係数を乗じて算出される金額<受注者からの見積による金額
 - ②受注者からの見積による金額を計上する場合
 - ・ 補正係数を乗じて算出される金額>受注者からの見積による金額
- 3) 受注者より見積書の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データの納品に係る費用（外注経費を含む）は計上しない。

5. 施工箇所が点在するICT活用工事の積算について

施工箇所が点在する工事に該当する場合は、土木工事標準積算基準書「第1編第2章 工事費の積算」及び「第I編第11章 施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。